現代の　刃傷松の廊下（労使紛争）と赤穂浪士討入（企業訴訟）　を防ぐ

パワハラ防止と発生時の対応

4時間・インターネット開催

労働問題総合対策セミナー

労働施策総合推進法が改正され、パワーハラスメントが法律上定義づけされ、企業には相談体制の整備等の防止のための雇用管理上の措置義務が、令和2年6月1日以降(中小企業は令和4年3月31日までは努力義務)課されました。

中小企業には至急の対応が求められ、既に相談室設置等の対応を行われた企業も、相談室が有効に機能しておらず、パワハラ事件が深刻な労使紛争に至る事例、逆に「パワハラ上司」と言われることを恐れて適正な部下の指導ができない事例も見受けられます。

労使紛争を防ぎ、円満な職場環境を保ち、企業繁栄、労働者の幸福を実現するため、各専門家より対応への留意点をお聞きします。

挨　　拶　名古屋東労働基準監督署長　**塩谷欽一　氏**

特別講演　**パワーハラスメントをめぐる裁判事例について**

宮澤俊夫法律事務所 所長 弁護士　**宮澤俊夫　氏**

講演概要: いじめ・嫌がらせ（パワーハラスメント）は都道府県労働局の個別労働紛争解決制度の民事紛争相談件数、労働局長の助言・指導の申出、紛争調整委員会のあっせん申請の、いずれもここ数年間連続トップの労使紛争不動のワースト1の項目です。

また、精神障害の労災支給決定の決定要因では、第1位は（ひどい）嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けたことであり、パワハラをめぐり加害労働者や企業に賠償を命じた裁判も数多く見られます。新たにパワハラに関する法律も施行され、今後企業に求められる義務もさらに大きくなるものと思われます。

そこで、判例を通し企業に求められるパワハラの防止対策、発生時の対応についてお聴きします。

歴史講演　**もう一つの忠臣蔵、吉良上野介義央公の真実**　吉良公菩提寺 華蔵寺(西尾市)にて録画

西尾市文化財保護委員長 吉良公史跡保存会会長　**颯田　洪　氏**

講演概要: 赤穂事件での吉良上野介義央公の浅野内匠頭長矩公へのいじめは、後世の創作とも言われております。しかし、朝廷の使者を迎えるにあたり失礼なきよう、たとえ厳しい指導があったとしても、それは幕府、武士の面目を保つため当然のことであり、幕府の忠臣たる者の務めです。歴史上の人物も、時の為政者や大衆の思いで、評価が全く変わります。現代でも、会社、お客を大事に思ったうえでの部下への適正な指導が、パワハラとされ理不尽な思いをされる上司がみえるのではないでしょうか。

パネルディスカッション　**パワーハラスメント防止と発生時の企業対応について**

宮澤俊夫
法律事務所
所長 弁護士
宮澤俊夫氏

フローリッシュ
社労士事務所
所長・公認心理師
シニア産業カウンセラー
特定社会保険労務士
新美智美氏

日本ガイシ㈱
人材統括部
ダイバーシティ推進部
労制・年金グループ
グループマネジャー
首藤真木子氏

一般社団法人
名古屋南
労働基準協会
専務理事
伊藤正章

講師略歴: 金沢大学法学部卒業。司法試験合格後、東京地方検察庁、名古屋法務局訟務部付検事を最後に退官。企業法務を多く手掛け、愛知労働局労災法務専門員・公共調達監視委員会委員長、愛知県雇用労働相談センター代表弁護士、愛知県弁護士会民事弁護委員等要職を歴任

講師略歴: 愛知教育大卒業後、専門商社入社。社会保険労務士試験合格後、総務省年金記録第三者委員会、公共職業安定所を経て、社会保険労務士事務所開業。労働基準協会関連団体の勤労者労働総合相談センター長等を兼務し、年間100回のパワハラ、メンタルヘルス等の講演を行う。

企業概要: 名古屋市瑞穂区に本社を置き、日本、世界各地に生産・販売拠点を持つ。がいしなど電力関連機器、自動車排ガス浄化用等各種産業用セラミック製品、特殊金属製品の製造販売を行う。社員数は単独4,224人、臨時870人。連結 20,000人、臨時3,310人。

県下協会事業概要: パワハラ防止・発生時対応への無料相談、企業出張研修を含む各種教育、広報活動、パワハラ防止劇上演を行なう。関連の社会保険労務士法人に設立した勤労者労働総合相談センターにて、企業のパワハラ等の相談代行業務を行う。

パネルディスカッション
コーディネーター
一般社団法人 名北労働基準協会
専務理事・事務局長
特定社会保険労務士
市之瀬 高司

閉会挨拶
名古屋東労働基準協会
専務理事
中村和彦

主　催：一般社団法人 名北労働基準協会　一般社団法人 名古屋南労働基準協会　名古屋東労働基準協会　名古屋西労働基準協会
後　援：豊橋・岡崎・一宮・半田・刈谷・豊田・瀬戸・津島・江南・西尾　各労働基準協会

■会　費

会員事業場	一般事業場
3,000円	4,000円

※会費には資料代、消費税を含みます。

■セミナー閲覧方法

名北労働基準協会ホームページにて、令和３年１月12日（火）～18日（月）の期間に参加申込後にご連絡するパスワードを使用してセミナー録画の閲覧が可能です。

■参加申込

申込書を各労働基準協会へファックスのうえ、会費を12月25日(金)までに各協会の銀行口座（名古屋市外の労働基準協会からお申し込みの場合は名北労働基準協会）にお振込みください。閲覧用のパスワードを、名北労働基準協会より１月6日(水)までにご連絡いたします。

名　称	所 在 地	電話番号	FAX番号	振 込 先
一般社団法人 名北労働基準協会	〒462-8575 名古屋市北区清水1-13-1	(052) 961-1666	(052) 962-1670	三菱UFJ銀行　黒川支店 普通預金　NO.２０３６１３３ 一般社団法人 名北労働基準協会 労務管理教育会計
名古屋東労働基準協会	〒467-0863 名古屋市瑞穂区牛巻町8-9 渡辺ビル２階	(052) 882-3909	(052) 883-3586	三菱UFJ銀行　堀田支店 普通預金　NO.０６５６０２９ 名古屋東労働基準協会
一般社団法人 名古屋南労働基準協会	〒455-0014 名古屋市港区港楽1-2-2	(052) 651-9246	(052) 651-1411	三菱UFJ銀行　名古屋港支店 普通預金　NO.０５３０９９３ 一般社団法人　名古屋南労働基準協会
名古屋西労働基準協会	〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-5-17 ネットプラザ柳橋ビル6階	(052) 581-8086	(052) 581-8089	三菱UFJ銀行　柳橋支店 普通預金　NO.０３４５８４１ 名古屋西労働基準協会
豊橋労働基準協会	〒440-0874 豊橋市東松山町14	(0532) 54-2131	(0532) 54-2130	※名古屋市外の労働基準協会からのお申込みの場合は、一般社団法人名北労働基準協会にお振込みください。 三菱UFJ銀行　黒川支店 普通預金　NO.２０３６１３３ 一般社団法人　名北労働基準協会 労務管理教育会計
岡崎労働基準協会	〒444-0831 岡崎市羽根北町1-3-8	(0564) 52-3692	(0564) 54-0739	
一宮労働基準協会	〒491-0044 一宮市大宮1-3-6 グランドメゾン大宮1階	(0586) 48-5495	(0586) 48-5496	
一般社団法人 半田労働基準協会	〒475-0902 半田市宮路町151-32	(0569) 21-4440	(0569) 21-4441	
一般社団法人 刈谷労働基準協会	〒448-0853 刈谷市高松町1-29 ハートヒルズ刈谷5階	(0566) 21-6337	(0566) 21-6366	
豊田労働基準協会	〒471-0826 豊田市トヨタ町1番地　トヨタ会館G階	(0565) 28-9411	(0565) 24-3922	
瀬戸労働基準協会	〒489-0805 瀬戸市陶原町1-8 瀬戸陶磁器会館内	(0561) 82-2575	(0561) 59-3575	
津島労働基準協会	〒496-0044 津島市立込町3-26 ツシマウール会館内	(0567) 26-4603	(0567) 28-7390	
江南労働基準協会	〒483-8164 江南市木賀東町新塚220-1	(0587) 55-2341	(0587) 55-6125	
西尾労働基準協会	〒445-0062 西尾市丁田町五助6-1 山田ビル4階4D	(0563) 56-0244	(0563) 56-0244	

会員番号①					

労働問題総合対策セミナー　申込書

事業場	名　称		
	所 在 地	〒	
	電話番号	Tel（　　）　－	Fax（　　）　－
受講者	受講番号②	氏　名	所属部署・役職
		フリガナ	
		フリガナ	

会費支払時期	月　日銀行振込	受講票送付先	受講者・担当者（部署職名　　・　　様）

①**会員番号**…（一社）名北労働基準協会会員事業場のみ
②**受講番号**…ご記入は不要です。　③**その他**…この受講申込書でご提供いただいた個人情報は、今回お申し込みいただいたセミナーの受講者資料として使用し、参加者の同意なく目的外の利用を行なうことはありません。